

【運輸安全マネジメント制度評価について】

※貸切バス事業者安全性評価認定制度は別となります。

草軽交通株式会社は、国土交通省「運輸安全マネジメント制度」において、平成 28 年 12 月 2 日地方運輸安全調査官が、弊社の経営トップ及び安全統括管理者・運輸部長等の経営管理部門の者にインタビューを行い、下記のとおりの評価を得ました。

・運輸安全マネジメント評価結果表(第 1 回)

Ref. No. 2016V(B)長野 25	評価日：平成 28 年 12 月 2 日
運輸安全マネジメント評価報告書 (第 1 回)	
事業者名称： 草軽交通株式会社	評価実施場所： 長野運輸支局 会議室
代表者氏名： 代表取締役 遠藤 孝	評価チームリーダー： 地方運輸安全調査官 蝶名林 幸雄
総評：(詳細項目は別添参照)	
<p>御社における現在の安全管理体制の構築、維持及び改善に関する取組状況(上記 5 項目)は、自己チェックシート及びインタビューからレーダーチャート(上図)に 6 段階で記載しました。今後、御社の取組みが優れている項目は充実・強化を図られ、取組みに工夫の余地がある項目は見直し・改善が図られることを期待します。</p> <p>また、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組みが不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的にかつ積極的に関与して頂くことが重要であり、次ページ以降の項目別評価結果一覧を参考にして更なる取組みを講じられることを期待します。</p>	
署名：評価チームリーダー(地方運輸安全調査官) 蝶名林 幸雄	
備考	

●運輸安全マネジメント制度とは？

輸送の安全確保は運輸事業の根幹を成すもので、利用者である国民に信頼される輸送サービスの実現には重要不可欠ですが、平成 17 年にヒューマンエラーに起因すると考えられる事故・トラブルが連続して発生しました。

これを契機として、輸送の安全確保に関し従来からの各交通モードの事業法に基づく保安監査に加え、

運輸事業者(以下「事業者」といいます。)の皆様自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的とした運輸安全マネジメント制度が平成18年10月に導入されました。

本制度では、事業者においては、自らが自主的かつ積極的に輸送の安全の取組みを推進し、構築した安全管理体制をPDCAサイクル※により継続的に改善し、安全性の向上を図ることが求められています。(※ Plan Do Check Act(計画の策定、実行、チェック、改善)のサイクル)

また、国土交通省においては、事業者の安全管理体制の実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を行うこととされ、本評価では、国土交通省の評価担当者による経営トップ及び安全統括管理者等の経営管理部門へのインタビューと文書・記録類の確認を通じ、事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資するため、創意工夫がなされている事項、熱心に取り組んでいる事項、優れている事項等について評価を行うとともに、継続的に取り組む必要があると思われる事項、工夫の余地のある事項、更に推進すると効果が向上すると思われる事項等について助言を行います。

この助言は、保安監査のような処分につながる性格のものではなく、事業者において、実情にあった方法で輸送の安全性を向上するための自主的な取組みを行う上で参考としていただくものです。

運輸安全マネジメント制度は、保安監査と併せ、いわば車の両輪として実施することにより、輸送の安全確保に係る取組みを活性化させ、より一層の安全性の向上を図ることを目指しています。

※国土交通省「運輸安全マネジメント制度について」より抜粋しています。

詳しい内容につきましては国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000030.html